第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

市では、平成16年3月に「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目的に「国分寺市環境基本計画」を策定し、市民、事業者等、市の協働により、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成16年9月には、現在及び将来にわたり市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保を目的に「国分寺市環境基本条例*」を制定しました。

一方,前計画の策定から約10年が経過し,地球温暖化対策を強化するための法改正や,生物多様性の保全に向けた法律の制定など,環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また,平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により,安全で安心な生活の確保への市民の関心が高まるとともに,省エネルギーの啓発や再生可能エネルギー*の普及などの取組が求められています。

新たな取組を計画に位置付けるにあたり、前計画の細分化されていた施策の体系や、重複した市民・事業者等・市の取組(方針・施策)の体系の整理が必要となりました。また、実現のための具体的な施策が見えにくい記述や、市民、事業者等、市の役割分担の明確化が課題となりました。

市では、前計画の計画期間が終了したことを機に、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策のさらなる推進のため、本計画の改定を行いました。

(1)国の動向

国においては、平成24年4月に「第4次環境基本計画」が策定されました。

その中では、"人の健康や生態系*に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会"を目指すべき持続可能な社会の姿としています。

地球温暖化*問題については、平成 17 年 2 月に発効した「京都議定書*」の温室効果ガス*削減目標の達成に向け、平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を、平成 20 年 6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、対策を強化しています。

京都議定書第一約束期間が平成 24 (2012) 年末で終了するため,平成 23 (2011) 年 12 月に気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17) *が開催され,平成 27 (2015) 年までに米中を含む全ての国が参加する新枠組みを構築することに合意し,平成 32 (2020) 年発効のロードマップが確認されました。しかし,日本は京都議定書第二約束期間*に参加せず,自主的に削減することを表明しました。

エネルギー問題については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、安全で安心な生活環境の確保が求められています。同時に、エネルギー利用に対する意識の変化が生じ、家庭や事業所などにおける省エネルギー化の取組が

推進され、平成24年7月1日からは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度*」が開始され、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及が進んでいます。

生物多様性*については、平成 20 (2008) 年6月「生物多様性基本法」制定後、平成 22 (2010) 年10月に愛知県で「生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)」が開催され、遺伝資源の利用に関する国際ルールを定めた「名古屋議定書*」や、新戦略計画「愛知目標*」が採択されました。平成24 (2012) 年9月には「生物多様性国家戦略2012-2020*」が策定されるなど、生物多様性保全に向けた取組が進められています。

(2) 東京都の動向

東京都においては、平成20年3月に「東京都環境基本計画」が策定され、平成32(2020)年までに東京の温室効果ガス排出量を平成12(2000)年比で25%削減するなどの目標を掲げています。また、同年6月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「東京都環境確保条例」という)が改正され、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」などの地球温暖化対策の強化を図っています。

東日本大震災後は、「東京都電力対策緊急プログラム(平成23年5月)」が策定され、エネルギー源の多様化・分散化として、家庭や中小事業者等に対して創エネルギー*機器への支援などが展開され、平成24年5月には「緑施策の新展開~生物多様性の保全に向けた基本戦略~」の策定など、幅広い環境施策が展開されています。

(3) 国分寺市の動向

市では、平成24年5月に「第四次国分寺市長期総合計画*後期基本計画」を策定し、「健康で文化的な都市―住み続けたいまち、ふるさと国分寺―」を将来像に掲げています。

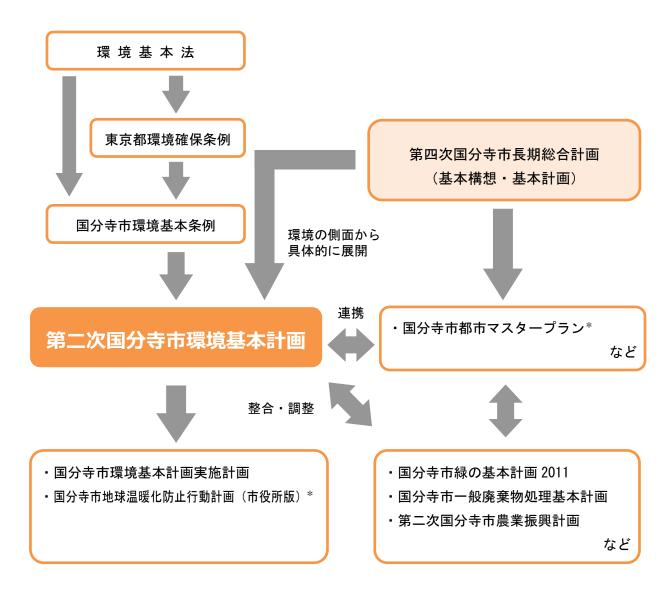
この将来像を実現するために6つの都市像を設定し、そのうちの一つとして「環境を守り、向上させるとともに、環境負荷の少ない機能的な都市基盤整備を図り、市民が安全・ 快適に暮らせるまちをつくる」という環境分野の都市像を設定しています。

また,本計画と関連の深い「第二次国分寺市農業振興計画*(平成18年3月)」や「国分寺市緑の基本計画2011*」(平成23年3月)、「国分寺市一般廃棄物処理基本計画*」(平成22年4月)の改定を行っています。

2 計画の位置づけ

本計画は、市民、事業者等、市が協働のもとに、未来へ向かって健康で恵み豊かな環境を保全、回復及び創造するための総合的かつ基本的な計画であり、第四次国分寺市長期総合計画基本構想を環境の側面から具体的に展開していくものです。本計画においては、都市マスタープランなどの関連計画との整合を図りながら取組を進めていきます。

●環境基本計画の位置づけ



3 計画の目的と役割

本計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者等、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

また,望ましい将来像の実現に必要な基本方針,施策の体系を示すとともに,特に重要性が高い施策として,具体的施策を組み合せた重点プロジェクトを示します。

4 基本理念

基本理念は、本計画で目指す基本的な考え方です。

国分寺市環境基本条例では、以下の基本理念を定めており、本計画においてもこの考え方を踏襲します。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全,回復及び創造は、市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを 将来世代へ引き継ぐため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構 築することを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全、回復及び創造は、市民、事業者、市の適切な役割分担に基づき、これらの者が協働して、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類の共通の課題であることを認識し、市民、事業者等、市のすべての活動において、積極的に推進されなければならない。

5 計画期間と対象範囲

(1)計画期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、概ね30年後を見越した平成26年度から平成35年度の10年間とします。社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行います。

●計画期間

平成 26 年度

平成 35 年度

計画期間(10年間)

望ましい将来像の実現

(2)対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる自然環境、「公害」、「食」からなる生活環境、「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる都市環境、「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる地球環境、「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる環境教育・環境学習の5つの分野を対象とします。

●対象とする環境の範囲

自然環境 緑,水,生物 生活環境 公害、食

都市環境

道路・交通, 景観, まちづくり, 歴史遺産・文化財 地球環境

資源,温暖化・ エネルギー,ごみ

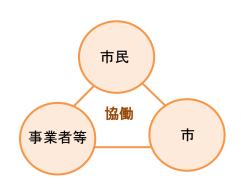
環境教育・環境学習 教育・学習, 人づくり, 仕組みづくり

6 計画の推進主体と協働

本計画の推進主体は,市民,事業者等,市の三者とします。

市民,事業者等,市の三者がそれぞれの役割を果たすとともに,三者の協働により本計画を推進していきます。協働とは,市民及び事業者等と市が対等の立場で能力を分かち合い,共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことです。**

市民の役割	市民とは、市の区域内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、公益的な活動を行う個人のことを指します。 市民は、自らの日常生活が環境に影響を与える立場であることを認識し、環境の保全、回復及び創造について関心を持つとともに、必要な知識を持つよう努めます。また、日常生活の中で環境負荷の低減、環境の保全、回復及び創造に取組みます。
事業者等の役割	事業者等とは、市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体のことを指します。 事業者等は自らの事業活動が環境に影響を与える立場であることを認識し、事業活動によって公害が生じないよう、環境の保全、回復及び創造に努め、環境負荷の低減に必要な措置を講じます。また、事業活動により発生する廃棄物の減量、省資源や省エネルギーに必要な措置を講じます。
市の役割	市は、環境の保全、回復及び創造を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。その際、市民及び事業者等の意見を反映できるように必要な措置を講じます。また、自らの行政活動が環境に影響を与える立場であることを認識し、行政活動による環境への負荷の低減に積極的に取組みます。



※ 市では、自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有などの仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とした「国分寺市自治基本条例」を平成20年12月に制定し、協働の概念を定めています。

7 計画改定にあたって

(1)計画改定の進め方

計画改定にあたり、市民ワークショップ*などの意見収集、環境推進管理委員会*からの提言、関係課へのヒアリング、庁内検討委員会などの検討によって、現状の把握や課題を抽出し、計画の体系などを整理しました。その後、環境審議会*による審議、パブリック・コメント*を経て、本計画を策定しました。

① 市民ワークショップ、環境ひろば*からの意見収集

市民参加の検討を進めるため、市民ワークショップを開催し、現状の把握、課題の抽出、望ましい将来像について検討するとともに、環境ひろばから意見を収集しました。

② 環境推進管理委員会からの提言

環境施策の進ちょく状況を管理及び評価する組織である環境推進管理委員会から計画 改定に関する提言を受け、その内容について検討を行いました。

③ 関係課へのヒアリング

社会情勢の変化を踏まえるため、関係課へ新たな施策の位置づけや、環境施策の取組 状況及び今後の方向性などについて、ヒアリングを実施し、意見を収集しました。

④ 庁内検討委員会などでの検討

庁内検討委員会及び専門部会において、前計画の評価及び課題、市民ワークショップなどの検討結果を踏まえながら、望ましい将来像や基本方針、施策の体系などについて検討し、計画案を作成しました。

⑤ 環境審議会による審議、パブリック・コメントでの意見収集

市の附属機関である環境審議会における計画案に関する審議、パブリック・コメントを経て、関係機関や市民などから意見を聴取し、本計画を決定しました。

(2)計画改定のポイント

社会情勢の変化を踏まえ、市民に分かりやすい計画づくりを目指し、施策体系などを見 直しました。計画の改定の主なポイントを、以下に整理します。

① 社会情勢の変化への対応

生物多様性への配慮,地球温暖化対策の推進,循環型社会*の構築,そして東日本大震 災による原子力発電所の事故への対応,再生可能エネルギーの普及促進など,社会情勢 の変化を踏まえました。

② 関係法令,条例等や関連計画の整合

本計画の上位計画である第四次国分寺市長期総合計画後期基本計画(平成24年5月策定)や関係法令、条例等、緑の基本計画など市の関連計画との整合を図りました。

③ 市民. 事業者等. 市の役割と協働の体制の明確化

市民,事業者等,市の役割分担に基づき,取組を進めていくため,各主体の役割と協働の体制を明確に示しました。

④ 分かりやすい施策体系の構築

分かりやすい施策体系として, 望ましい将来像 → 基本方針 → 施策の方向
→ 主な施策 → 具体的な施策 へ展開していく体系を構築しました。

⑤ 重点プロジェクト

望ましい将来像を実現するため、市民ワークショップによる提案などを基に、重点プロジェクトを設定しました。

⑥実効性の高い計画づくり

前計画の施策において,具体的な取組が見えにくいものや,各主体の役割が分かりに くいものを整理し,実効性の高い計画づくりに努めました。

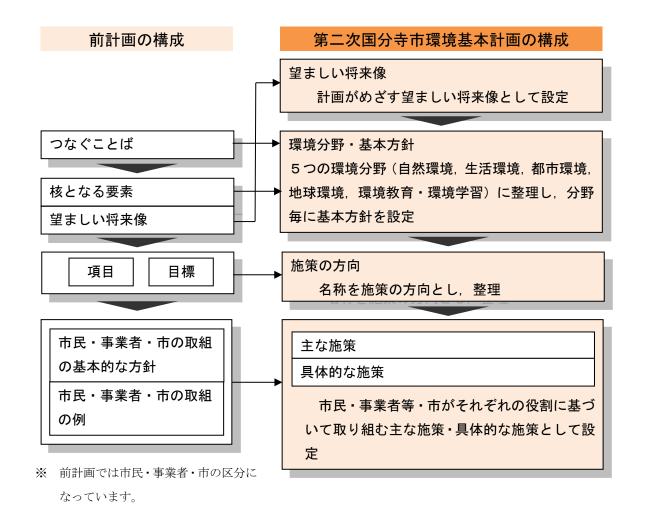
(3)計画の構成の整理

本計画では、前計画で定めていた"自然"、"暮らし"、"地球環境"からなる3つの「つなぐことば」とそれらを構成する10の「核となる要素」(緑・水など)及び「環境教育・環境学習」を、「自然環境」、「生活環境」、「都市環境」などの5分野に再編しました。

また、「核となる要素」ごとに設定していた将来像は、全体的な視点から、1つの望ましい将来像を設定するとともに、将来像を展開する5つの基本方針を設定しました。

なお、「核となる要素」からなる 29 あった「項目」は、「農地」と「地産地消*」を「都市農地の保全・活用」にまとめるなど、分野ごとの「施策の方向」に整理しました。

さらに、「施策の方向」を展開する「主な施策」、「具体的な施策」を示すとともに、市民、 事業者等、市の役割に基づく取組を示しました。



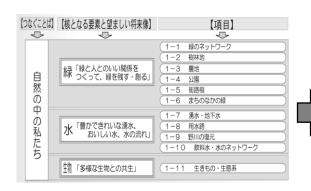
前計画の構成

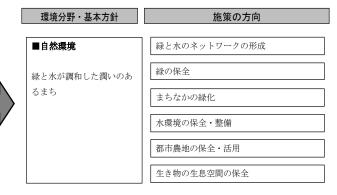
本計画の構成

望ましい将来像

未来の子どもたちへ引き継ぐ

こくぶんじの豊かな環境





1 1 緑のネットワーク 「方針・施策の考え方市内にある樹林地や公園、宅地内の緑をつないで、生物の生息環境を含めた有機的なつながりのあるネットワークづくりを進めます。また、緑のあり方の研究、検討を進めて、適正な管理や利用に関する合意形成を図り、樹林地や崖線緑地を市氏の追いの場。学習の場。遊びの場として活用します。 農地については農への支援を推進し、農地と樹林地のつながりを回復しながら保全していきます。また、地域の特性を活かした公園を増やし、水と緑のネットワーク形成に活かしていきます。 「市民・事業者・市の取り組みの方針・体系 「1) 緑をつなげる ・ 様嫁がつなぐ・ 緑がつなぐ・ 緑がつなぐ・ 緑のあり方について検し、で港・公共施設)をつなげます (2) 緑をとおしてつながる ・ 緑のあり方について検討し、合意形成に努めます ・ 様のボランティア、検慮ボランティアはど、緑化のための人のネットワークづくりを推進します ・ 地域緑化のためのルールづくりを推進します

1-1 緑と水のネットワークの形成

■主な施策

①拠点となる緑や水辺の保全・整備

国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群などの拠点となる緑や水辺を積極的に保全・維持管理を行います。また、国 $3\cdot2\cdot8$ 号線や野川整備事業の促進、都市計画道路などの整備によって、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。

7

■具体的な施策

主な施策・具体的な施策	市民	事業者	市
① 拠点となる緑や水辺の保全・整備			
・拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理	0	0	0
・都市計画道路などの整備に合わせた緑の創出			0

(取組主体の区分の見方)

第4章に具体的な施策の取組主体の区分を記載しています。普及啓発や指導などを行う 施策の場合は、実施する側、実施される側のそれぞれに○印を記載しています。

■具体的な施策

主な施策・具体的施策		事業者等	市	
①公共施設の緑化				
● 庁舎や学校などの公共施設の緑化			0	
②民有地の緑化				
● 生垣緑化の促進	0	0	0	
● 開発事業に伴う緑化の指導		0	0	
● 「市の花」などの普及啓発		0	0	